

下水道の水質規制のしおり

Water Regulation of SEWERAGE

下水道法（以下、『法』という。）及び岡山市下水道条例（以下、『条例』という。）に係る水質規制についてまとめたものです。

■ 特定施設と特定事業場（法 11 条の 2、12 条の 2）

「特定施設」とは、工場・事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境に被害が生ずる恐れのある物質を含む汚水を排出する施設として、法で定められたものをいいます。

この特定施設を有する工場・事業場を「特定事業場」とし、その他の工場・事業場とは、届出の内容や水質規制等に違いがあります。

■ 特定施設に関する届出（法 12 条の 3、12 条の 4、12 条の 7、12 条の 8）

特定施設（温泉を利用しない旅館業を除く）の設置者は、公共下水道を使用する場合、次のような届出が必要です。

| 届出の種類 | 届出を要する場合 | 届出の期限 |
|-----------------------|--|--|
| 特定施設設置届 (様式第六) | 特定施設を新しく設置するとき | 特定施設設置工事着手の予定日の 60 日前 |
| 特定施設使用届 (様式第七) | 1 既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき 2 すでに特定施設を設置している事業場からの汚水の排除先が公共用水域から下水道になったとき | 1 特定施設になった日から 30 日以内 2 公共下水道を使用することになった日から 30 日以内 |
| 特定施設の構造等変更届 (様式第八) | 上記による届出の内容を変更するとき | 変更工事着手の予定日の 60 日前 |
| 氏名変更等届 (様式第十) | 届出者の住所又は氏名などに変更があったとき | 変更した日から 30 日以内 |
| 特定施設使用廃止届 (様式第十一) | 特定施設の使用を廃止したとき | 廃止した日から 30 日以内 |
| 承継届 (様式第十二) | 届出者の地位を承継したとき | 承継した日から 30 日以内 |

■ 除害施設に関する届出（条例 14 条）

工場・事業場からの排水を下水道に流す場合には、下水道施設の機能を妨げないようにあらかじめ、有害物質等を取り除くことにより、一定の基準以下の水質にしなければなりません。このために必要な施設を「除害施設」といいます。

除害施設の設置者は、公共下水道を使用する場合、次のような届出が必要です。

| 届出の種類 | 届出を要する場合 | 届出の期限 |
|---------------------------|--|-------|
| 除害施設設置等届 (条例_様式第 10 号) | 特定事業場を除き、除害施設を設置等（設置・使用・構造等変更・承継・氏名変更等・使用廃止）するとき | あらかじめ |

■ 公共下水道使用開始届出（法 11 条の 2）

汚水を公共下水道に排除しようとする工場・事業場（特定事業場に限りません）で、下記に該当する場合はあらかじめ届出が必要です。

| 届出の種類 | 届出を要する場合 | 届出の期限 |
|--------------------------|--|-------|
| 公共下水道使用開始（変更）届 （様式第四） | 1 日最大汚水量が 50m ³ 以上の場合 2 一定の水質の基準を超える場合 3 上記 1、2 の届出をしたのち、水質や水量に変更があった場合 | あらかじめ |
| 公共下水道使用開始届 （様式第五） | 上記 1、2、3 以外の特定事業場において、公共下水道を使用する場合 | あらかじめ |

■ 改善命令等

水質規制を効果的に行うため、書類審査の段階で、あるいは立入検査の結果によって、次のような命令をすることがあります。

1 計画変更命令等（法 12 条の 5）

「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の内容を審査した結果、排除される下水の水質が、下水排除基準を守れないと認められる場合は、届出を受理した日から 60 日以内に限りその届出にかかる計画の変更又は廃止を命じることがあります。

2 実施の制限（法 12 条の 6）

「特定施設設置届」、「特定施設の構造等変更届」の届出をした者は、届出が受理された日から原則として 60 日を経過した後でなければ、その届出にかかる工事に着手できないことになっています。

3 改善命令等（法 37 条の 2、条例 21 条）

工場、事業場から公共下水道へ排除される下水の水質が下水排除基準に適合しないおそれがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について改善を命じたり、特定施設の使用もしくは公共下水道への排除の停止を命じることがあります。

■ 事故時の措置（法 12 条の 9）

特定施設を有する工場・事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合、事業者は直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者である市長に届け出なければなりません。

| 届出の種類 | 届出を要する場合 | 届出の期限 |
|-------|-----------|-----------|
| 事故届 | 事故が発生したとき | 事故発生後速やかに |

■ 立入検査（法 13 条）

公共下水道の管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は終末処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査できるようになっています。

■ 下水道への排除基準（法 12 条、12 条の 2、12 条の 11、条例 10 条、11 条、12 条、13 条）

| 対象物質及び項目 | 対象者 | 特定事業場 | | その他の事業場 | |
|-----------------|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 平均排水量 50m ³ /日以上 | 平均排水量 50m ³ /日未満 | 平均排水量 50m ³ /日以上 | 平均排水量 50m ³ /日未満 |
| | | カドミウム | 0.03 | 0.03 | 0.03 |
| シアン | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 有機燐 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 鉛 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| 六価クロム | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | |
| 砒素 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| 総水銀 | 0.005 | 0.005 | 0.005 | 0.005 | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | |
| トリクロロエチレン | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| テトラクロロエチレン | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| ジクロロメタン | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | |
| 四塩化炭素 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 | 0.06 | 0.06 | 0.06 | |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | |
| チウラム | 0.06 | 0.06 | 0.06 | 0.06 | |
| シマジン | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | |
| チオベンカルブ | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | |
| ベンゼン | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| セレン | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | |
| ほう素 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | 230 | 230 | 230 | 230 | |
| ふっ素 | 8 | 8 | 8 | 8 | |
| | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | |
| ダイオキシン類 | 10 pg-TEQ/L 以下 | 10 pg-TEQ/L 以下 | 10 pg-TEQ/L 以下 | 10 pg-TEQ/L 以下 | |
| 総クロム | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 銅 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 亜鉛 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| フェノール類 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 鉄（溶解性） | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| マンガン（溶解性） | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） | 600 | — | 600 | — | |
| 浮遊物質（SS） | 600 | — | 600 | — | |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 鉱油類 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 動植物油脂類 | 30 | — | 30 | — |
| 窒素含有量 | | 240 | — | 240 | — |
| | | 80 | — | 80 | — |
| 燐含有量 | | 40 | — | 40 | — |
| | | 32 | — | 32 | — |
| | 8 | — | 8 | — | |
| | 4 | — | 4 | — | |
| 水素イオン濃度（pH） | 5 以上 9 以下 | 5 以上 9 以下 | 5 以上 9 以下 | 5 以上 9 以下 | |
| 温度 | 45℃以下 | 45℃以下 | 45℃以下 | 45℃以下 | |
| 沃素消費量 | 220 | 220 | 220 | 220 | |

【備考】

- 単位は、ダイオキシン類・水素イオン濃度・温度を除き、全て「mg/L 以下」です。
- ゴシック体の数字**は直罰、それ以外は除害施設の設置等にかかる規制基準です。
（※直罰とは、排除基準を順守しない者に対して、改善命令等を経ることなく、直ちに罰則が適用されることをいいます。）
- ほう素及びふっ素の下段は、岡東処理区にのみ適用されます。
- 窒素及び燐の中段は、児島湖流域処理区にのみ適用されます。
- 窒素及び燐の下段は、足守処理区にのみ適用されます。

■ 水質管理責任者制度（条例 15 条）

特定施設や除害施設の設置者等は、下水を適切に管理するため、水質管理責任者（公害防止管理者〔水質関係の有資格者〕）を選任し、届出をする必要があります。

水質管理責任者の業務は、除害施設等の維持管理や下水の水質の把握に関することになっています。

| 届出の種類 | 届出を要する場合 | 届出の期限 |
|---------------------------------|--|---------|
| 水質管理責任者選任（変更）届 （条例_様式第 11 号） | 特定施設または除害施設を設置したとき | 選任後速やかに |
| 水質管理責任者指定申請 （条例_様式第 12 号） | 公害防止管理者（水質関係）の有資格者がおらず、市長の指定を受けようとするとき | — |

■ 水質の測定義務（法 12 条の 12、条例 17 条）

特定施設や除害施設の設置者等は、下水の水質を測定し、その結果を水質測定記録表（様式第十三）に記録し、5 年間保管しておかなければならないことになっています。

| 水質の項目 | 測定の回数 |
|--|-------------------------|
| 温度、水素イオン濃度（pH） | 排水の期間中 1 日 1 回以上 |
| 生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS） | 2 月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上 |
| カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル | 14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上 |
| ダイオキシン類 | 1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上 |
| その他 | 1 月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上 |

※水質の測定については、下水の量又は水質を勘案して別の緩やかな定めをすることがあります。

■ 報告の徴収（法 39 条の 2、条例 18 条）

公共下水道の管理者は、公共下水道を適正に維持管理するために、必要な限度において、事業場の状況、除害施設及び下水の水質に関して報告を求めることがあります。

● 特定施設一覧や届出様式のダウンロードはこちらから ●

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017231.html>

HP 位置： 岡山市トップページ>事業者情報>下水道>下水道河川>工場、事業場の下水道使用



【お問い合わせ先】

岡山市下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課 水質管理係

〒704-8163 岡山市東区升田 614-11 岡東浄化センター1F

TEL 086-948-0651 FAX 086-948-3640

E-mail gsk-toubu@city.okayama.lg.jp

